

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 海事局長  
新垣 慶太  
(公印省略)

液体化学薬品の再査定の査定結果について

標記について、下記 1. の物質について下記 2. のとおり査定しましたので  
通知します。

記

1. 物質

品名：1,3-ペンタジエン、シクロペンテン、シクロペンタン、ペンテン、1,3-シ  
クロペンタジエン二量体（熔融状のものに限る。）、ヘキサン及びペンタ  
ンの混合物（ペンテンの濃度が 10 質量%以下のものであって、ペンタン  
の濃度が 0.5 質量%以下のものに限る。）

2. 査定結果

危 険 性	船 型	タン ク 型 式	通 気 装 置	環 境 制 御	電 気 設 備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	材 料	呼 吸 及 び 目 の 保 護	特 別 要 件
					分 類	プ グ ル ↓	引 火 点 >60℃						
S/P	2	2G	制御	不要	T3	II B	No	制御	F-T	A, B, C	-	不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19. 6, 2. 1~2. 3

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 の  
備考に定めるところによる。

ただし、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 8 の 3 に  
つき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、  
当該改正後の内容を適用するものとする。

以上

## (送付先関係団体)

一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	斎藤 英明
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本化学工業協会	会長	岩田 圭一
一般社団法人 日本海事検定協会	会長	石田 正明
一般財団法人 新日本検定協会	会長	阿久根 泰一
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長	杉原 義之
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollied
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司

各 地 方 運 輸 局 海 上 安 全 環 境 部 長 あ て  
神 戸 運 輸 監 理 部 海 上 安 全 環 境 部 長 あ て  
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 あ て

海 事 局 検 査 測 度 課 長

### 液 体 物 質 の 事 前 査 定 結 果 の 通 知 に つ い て

標 記 に つ い て、下 記 物 質 に つ い て 事 前 査 定 申 請 が あ っ た と ころ、別 紙 1 の と お り 査 定 し た の で、業 務 の 参 考 と さ れ た い。ま た、平 成 1 8 年 1 2 月 7 日 付 国 海 査 第 3 5 3 号 の 7 に お い て 通 知 し た 事 前 査 定 結 果 に つ い て は、別 紙 2 の と お り の 取 扱 い で 差 し 支 え 不 せ い。

管 内 の 運 輸 支 局 長 及 び 海 事 事 務 所 長 あ て こ の 旨 通 知 さ れ た い。

### 記

- 品 名：
- ・ 大 豆 油 及 び 菜 種 油 の 混 合 物
  - ・ ア ク リ ル 酸 及 び マ レ イ ン 酸 の 共 重 合 体 の ナ ト リ ウ ム 塩 (水 溶 液) (濃 度 が 6 0 質 量 % 以 下 の も の に 限 る。)
  - ・ 1,3-ペ ン タ ジ エ ン、シ ク ロ ペ ン テ ン、シ ク ロ ペ ン タ ン、ペ ン テ ン、1,3-シ ク ロ ペ ン タ ジ エ ン 二 量 体 (溶 融 状 の も の に 限 る。)、ヘ キ サ ン 及 び ペ ン タ ン の 混 合 物 (ペ ン テ ン の 濃 度 が 1 0 質 量 % 以 下 の も の で あ っ て、ペ ン タ ン の 濃 度 が 0.5 質 量 % 以 下 の も の に 限 る。)
  - ・ 第 一 級 直 鎖 脂 肪 族 ア ル コ ー ル (ア ル コ ー ル の 炭 素 数 が 1 2 及 び 1 3 の も の 並 び に そ の 混 合 物 に 限 る。)
  - ・ 長 鎖 ア ル キ ル ア リ ー ル ス ル ホ ン 酸 カ ル シ ウ ム (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 1 1 か ら 5 0 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、ア ル キ ル ジ チ オ 燐 酸 亜 鉛 (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 3 か ら 1 4 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、ポ リ オ レ フ ィ ン ア ミ ド ア ル ケ ン ア ミ ン (ポ リ オ レ フ ィ ン 基 の 炭 素 数 が 1 7 以 上 の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、長 鎖 硫 化 ア ル キ ル フ ェ ノ ー ル カ ル シ ウ ム 塩 (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 8 か ら 4 0 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、ア ル カ リ ル ポ リ エ ー テ ル (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 9 か ら 2 0 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、ア ル キ ル 化 ヒ ン ダ ー ド フ ェ ノ ー ル (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 4 か ら 9 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。) 及 び プ ロ ピ レ ン グ リ コ ー ル の 混 合 物 (ア ル キ ル 化 ヒ ン ダ ー ド フ ェ ノ ー ル (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 4 か ら 9 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)) の 濃 度 が 2.5 質 量 % 未 満 の も の に 限 る。)
  - ・ 長 鎖 ア ル キ ル ア リ ー ル ス ル ホ ン 酸 カ ル シ ウ ム (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 1 1 か ら 5 0 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。)、ポ リ オ レ フ ィ ン ア ミ ド ア ル ケ ン ア ミ ン (ポ リ オ レ フ ィ ン 基 の 炭 素 数 が 1 7 以 上 の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。) 及 び 長 鎖 硫 化 ア ル キ ル フ ェ ノ ー ル カ ル シ ウ ム 塩 (ア ル キ ル 基 の 炭 素 数 が 8 か ら 4 0 ま で の も の 及 び そ の 混 合 物 に 限 る。) の 混 合 物

1. 大豆油及び菜種油の混合物

以下の(1)又は(2)のいずれかを適用する。

(1)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目呼吸の吸保及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes*	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6*

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 平成19年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって国際航海に従事しないもの(以下「内航現存船」という。)については、平成22年3月31日(当該船舶について行われる定期検査又は中間検査(検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。)のうち許可日(許可日が平成19年1月1日前である場合には、平成19年1月1日)以後最初に行われるものの時期が平成22年3月31日前である場合には、その検査の時期)までは、電気設備の欄は「NF」、特別要件の欄は空欄とすることができる。

\* 内航現存船については平成23年12月31日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

(2)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目呼吸の吸保及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2k												

2. アクリル酸及びマレイン酸の共重合体のナトリウム塩(水溶液)

(濃度が60質量%以下のものに限る。)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目呼吸の吸保及び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	3	2G	開放	不要	—	—	Yes*	開放	不要	A,C		不要	

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 内航現存船については、平成22年3月31日(当該船舶について行われる定期検査又は中間検査(検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。)のうち許可日(許

可日が平成 19 年 1 月 1 日前である場合には、平成 19 年 1 月 1 日) 以後最初に行われるものの時期が平成 22 年 3 月 31 日前である場合には、その検査の時期) までは、電気設備の引火点>60℃の欄は「NF」とすることができる。

3. 1,3-ペンタジエン、シクロペンテン、シクロペンタン、ペンテン、1,3-シクロペンタジエン二量体(溶融状のものに限る。)、ヘキサン及びペンタンの混合物(ペンテンの濃度が10質量%以下のものであって、ペンタンの濃度が0.5質量%以下のものに限る。)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の吸保及び	特別要件
					分類	グループ	引火点>60℃						
S/P	2	2G	制御	不要	T3	II A	No	制限	F-T	A		不要	1.13, 1.19.6, 2.1~2.3

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

4. 第一級直鎖脂肪族アルコール(アルコールの炭素数が12及び13のもの並びにその混合物に限る。)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	目の吸保及び	特別要件
					分類	グループ	引火点>60℃						
S/P	2*	2G	開放	不要	—	—	Yes	開放	不要	A,B,C		不要	1.19.6

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

\* 内航現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

5. 長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)、アルキルジチオ燐酸亜鉛(アルキル基の炭素数が3から14までのもの及びその混合物に限る。)、ポリオレフィンアミドアルケンアミン(ポリオレフィン基の炭素数が17以上のもの及びその混合物に限る。)、長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩(アルキル基の炭素数が8から40までのもの及びその混合物に限る。)、アルカリルポリエーテル(アルキル基の炭素数が9から20までのもの及びその混合物に限る。)、アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が4から9までのもの及びその混合物に限る。)及びプロピレングリコールの混合物(アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が4から9までのもの及びその混合物に限る。)の濃度が2.5質量%未満のものに限る。)

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸の吸保及び護び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2	2G	開放	不要	—	—	Yes	開放	不要	A		不要	1.19

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

6. 長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）、ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 17 以上のもの及びその混合物に限る。）及び長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が 8 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）の混合物

長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）、ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 17 以上のもの及びその混合物に限る。）及び長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が 8 から 40 までのもの及びその混合物に限る。）の混合物は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三品名の欄中、「その他の液体化学薬品（P 混合物であって、引火点が 60℃を超えるものに限る。）」に該当し、船型の欄は「2」とする。

なお、この場合において、当該物質の運送要件は以下となる。

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸の吸保及び護び	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
P	2	2G	開放	不要	—	—	Yes	開放	不要	A		不要	1.19

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

上記各物質に関して、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三につき当該物質に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、本査定結果は無効とする。

以上

## 1. テレフタル酸ジメチルエステル（溶融状のものに限る。）

消火剤等の欄中「A,B,C」を「A\*,B\*,C\*」に、※中、「ガス検知装置の欄は「F」、」を「ガス検知装置の欄は「F」、消火剤等の欄は「不要」、」とする。

よってテレフタル酸ジメチルエステル（溶融状のものに限る。）の運送要件は、以下となる。

危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び目の保護	特別要件
					分類	グループ	引火点 >60℃						
S/P	2*	2G	制御	不要	T1	II A	Yes	密閉※	F-T※	A*,B*,C*		E*	1.12*, 1.17*, 1.19*

(注) 各欄は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の別表第八の三の備考に定めるところによる。

※ 平成 19 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって国際航海に従事しないもの（以下「内航現存船」という。）については危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三に係る許可以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れ又は上架を行うものに限る。）の時期までは、計測装置の欄は「制限」、ガス検知装置の欄は「F」、消火剤等の欄は「不要」、呼吸及び目の保護の欄は「不要」、特別要件の欄は「1.19.6」とすることができる。

\* 内航現存船については平成 23 年 12 月 31 日までは、船型の欄は「3」とすることができる。

ただし、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第八の三につき当該液体化学薬品に係る改正が行われ、その効力を生じたときは、本査定結果は無効とする。

以上